

## 令和5年度第1回監査結果報告書

### 1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 2 監査の対象部局

#### (1) 総合政策部

魅力づくり推進課、市民協働室

#### (2) 総務部

総務課、契約検査課

#### (3) 危機管理部

危機管理課

#### (4) 市民生活部

市民課

#### (5) 健康福祉部

生活福祉課、健康推進課

#### (6) 子ども部

子ども福祉課

#### (7) 都市整備部

都市計画課、公共交通室、用地課、まちづくり課

### 3 監査の実施時期

令和5年7月3日～令和5年12月19日

### 4 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

### 5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

### 6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

## 7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

### (1) 総合政策部

#### ① 魅力づくり推進課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

#### ② 市民協働室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

### (2) 総務部

#### ① 総務課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 貝塚市公印規則別表第1で定められている、銅製の貝塚市出納員之印が保管されていなかった。

#### ② 契約検査課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 支出負担行為伺書兼起案書に決裁権者である部長の押印がないものがあった。

イ. 備品台帳において、複数台の投票用紙自動交付機の合計金額が、一

台の購入単価として登録されていた。

(3) 危機管理部

① 危機管理課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

(4) 市民生活部

① 市民課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

(5) 健康福祉部

① 生活福祉課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 健康推進課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 令和5年1月～3月分の新型コロナウイルスワクチン配送業務委託の契約の起案において、契約書等が何も添付されていなかった。

ウ. 令和4年4月～9月分の新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託の変更契約の起案において、決裁権者である市長の決裁がなされていなかった。

エ. 令和5年1月～3月分の新型コロナウイルスワクチン接種コールセ

ンター業務委託の契約の起案において、決裁権者である市長の決裁がなされていなかった。また、同起案に10月～12月分の見積書が添付されていた。

(6) 子ども部

① 子ども福祉課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

(7) 都市整備部

① 都市計画課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 立地適正化計画策定業務委託の変更契約の起案において、決裁権者である副市長の決裁がなされていなかった。

② 公共交通室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 用地課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

④ まちづくり課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除する

という旨の規定が無いものがあった。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア．以前からの財務監査及び行政監査でも指摘していた契約書に暴力団排除条項が無いという不備が、今回も殆どの部署で見受けられた。指摘事項については、対象部署だけでなく改善が必要なものとして市全体で共有されたい。また、機構改革における要綱改正等の対応について全課に確認したところ、期限までに回答が無い課が複数あった。監査委員としては、今後このようなことがないよう留意されたい。また、今回の調査のように、1課、1部門だけでなく市全体の事務を監査されているということを意識したうえで、引き続き内部統制に尽力されたい。

イ．公共施設マネジメント室が所管する公有財産台帳、行財政管理課が所管する固定資産台帳、契約検査課が所管する備品台帳について、ほぼ同一業務を三ヶ所で重複して行っている。一元化して管理することにより事務の効率化を図られたい。

ウ．個人情報管理体制について、個人情報を取り扱う事務を業者に委託する場合、信頼のおける業者であっても契約書等の書面に規定するだけでなく、業者の管理体制の報告や市の実地調査による確認などの対策を講じられたい。

エ．生活福祉課のケースワーカーの配置について、社会福祉法第16条に定める標準数を確保するように努められたい。